

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月23日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成27年1月30日午後4時頃、幕別町札内新北町75番地1、札内北保育所敷地内において、園庭の児童が、敷地内に落ちていた木の枝をフェンス越しから外に出して遊んでいたところ、敷地内に駐車していた保護者車両のバックドアに接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 60,318円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。